

## 西目屋村農業委員会総会会議録

1：日 時 令和2年8月7日（金） 午後4時

2：場 所 西目屋村役場 第2会議室

3：出席委員

「農業委員」（出席7名、欠席なし）

会長	7番	西澤	義和
会長職務代理者	5番	齊藤	晃
委員	1番	石田	武広
	2番	木立	恭子
	3番	三上	都秋
	4番	熊谷	貞徳
	6番	西川	明夫

4：農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 賢一郎 専門員 折戸 孔子

5：本会議の付議案件

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
て

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

6：会議の記録

次のとおり

事務局長	<p>【開会 16時20分】</p> <p>ただいまから令和2年8月農業委員会総会を開会いたします。総会の議長は、西目屋村農業員会会議規則第8条の規定により会長が務めることになっておりますので、西澤会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>これより、令和2年8月の西目屋村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願ひします。</p> <p>本日は、委員全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>議事に入る前に、会議規則第13条により、本日の議事録署名委員の選任をしたいと思います。差支えなければ、私から指名してもよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>ご異議ないということですので、私から議事録署名者を指名いたします。議事録署名者には、</p> <p>1番 石田 武広委員 2番 木立 恭子委員の2名を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局員	<p>報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」農地法第3条の3第1項の規定により下記取得者から届出書を受理したので報告する。</p> <p>令和2年8月7日提出、西目屋村農業委員会会長。</p> <p>番号1は、事由は相続、内容は所有権移転、畑4筆が相続登記されました。</p> <p>詳細は協議会で説明しておりますので省略します。以上です。</p>

議長	ただいまの報告について、質問はございませんか。
一同	「なし」の声あり。
議長	ないようですので、原案どおりとします。 次に、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局員	議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和2年8月7日提出、西目屋村農業委員会会長。 受付番号1番です。登記簿・現況地目が畑の■■■■㎡の■■筆で、双方の合意による所有権の有償移転でございます。 詳細は、協議会で説明しておりますので省略します。 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	ただいまの、議案第8号に対する、ご質問ご意見はありませんか。
三上委員	はい議長。
議長	三上都秋委員。
三上委員	議案第8号については、これまでりんごが作付けされていましたがすでに伐採され、耕作がされていないため、次の所有者が農地として活用することから、許可相当と考えます。以上です。
議長	ただいま、三上都秋委員より承認してよいとありましたが、ほかにご意見、ご質問はありませんか。
一同	なしの声あり
議長	議案第8号を原案どおり承認することにご異議ありませんか。
一同	「異議なし」の声あり
議長	異議ないものと認め、議案第8号を原案どおり決定いたします。  続きまして、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」議題とします。

事務局員	(説明)
議長	ただいまの、議案第9号に対する、ご意見ご質問はございませんか。
一同	「なし」の声あり
議長	議案第9号を原案どおり承認することにご異議ありませんか。
一同	「異議なし」の声あり
議長	異議ないものと認め、議案第9号を原案どおり決定いたします。  以上で、本日提出された案件の審議は終了いたしました。 これをもって総会を閉会します。ご苦労様でした。  <b>【閉会 16時45分】</b>